

【指定相談の流れ】

＜４月１日付で指定する場合の最短スケジュールの目安＞

月	実施事項
12月	①電話による問い合わせ ・ 指定相談事前説明のアポ取りをします。 ②事前調査シートの提出（メール及びFAX又は郵送等） ・ 来庁予定日の１週間前までにご提出ください。 ③来庁による指定相談（指定申請に係る諸手続きについて説明） ・ 指定申請の手続きや、事業計画書に記載していただく事項について説明いたします。
1月	④事業計画書の提出（メール及びFAX又は郵送等） ・ 初回は、来庁予定日の１週間前までに事業計画書をご提出ください。 ・ ２回目以降は、来庁予定日の前々日までにご提出ください。 ⑤来庁による指定相談（事業計画書） ・ 事業計画書の内容について、適正な運営が見込めるものであるか、都の担当者が確認させていただきます。 ・ 事業計画書の内容は、できる限り具体的にご記入願います。 ・ 詳しい書き方については、「事業計画書に記載すべき事項」をご確認ください。 ⑥事業計画書の受領 ・ 事業計画書の内容について、担当者が適正な運営が見込めることの確認ができた場合、事業計画書を受領します。
2月	⑦来庁による指定相談（指定申請書） ・ ４～５回程度ご来庁いただき、都の担当者と指定申請書類の確認をいたします。 ・ 指定申請書類に不備がないことが確認できたら、指定申請書を受領します。
3月	⑧現地確認 ・ 設備基準や運営基準を満たしているか、現地で確認させていただきます。 ・ 現地確認当日までに、備品の搬入や内装工事等を終えて事業所（施設）として使える状態にしておいてください。

事業者指定（４月１日付け）